

○厚生労働省告示第百五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第三中

静岡	掛川市立総合病院	0.0805	0.0266
静岡	公立森町病院	0.0359	0.0247
静岡	袋井市立袋井市民病院	0.1125	0.0283

を

静岡	中東遠総合医療センター	0.0938	0.0308
静岡	公立森町病院	0.0359	0.0247

香川

独立行
院

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
------	------	------	------

香川	独立行
----	-----

政法人 国立病院機構 香川小児病	-0.0019	0.0197
政法人 国立病院機構 善通寺病院	0.0418	0.0183

(削除)	(削除)
香川	独立行政法人 国立病院 とおとなの医療センター

(削除)	(削除)
機構 四国こども	0.0269
	0.0196

に定める。